

重点支援地方交付金活用徳之島町ゆいゆいチケット取扱店募集要項

1. 商品券発行概要

商品券名称	重点支援地方交付金活用徳之島町ゆいゆいチケット
発行者	徳之島町
発行券	1,000円×15枚（1シート）
取扱店負担	無し
配布対象者	令和8年1月31日（土）を基準日として町内に住民登録のある方
配布方法	令和8年2月中に簡易書留にて世帯主宛郵送
使用期間	令和8年3月1日（日）～令和8年5月31日（日）
換金受付期間	令和8年3月2日（月）～令和8年6月26日（金）

2. 取扱店登録手続き

（1）登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙「重点支援支援交付金活用徳之島町ゆいゆいチケット取扱店登録申請書」（第1号様式）に必要事項を記入し、「振込口座の情報が確認できる通帳の写し」、「営業実態の確認できる書類」、「直近の課税証明書または申告書の写し」と合わせて徳之島町おもてなし観光課へ持参、郵送のいずれかの方法にて申請してください。なお、令和5年度ゆいゆいチケットの登録店舗であれば省略できるものとします。但し、営業許可証等の有効期限が過ぎているものについては再度提出をお願いします。

（2）登録後の流れ

申請後、登録となった取扱店には「取扱店認定ポスター」「換金請求書」「換金予定表」等をお渡しします。

3. 取扱店登録資格

- ・徳之島町内において、「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。
- ・「重点支援地方交付金活用徳之島町ゆいゆいチケット取扱店募集要項」を遵守する事業者であること。ただし、次の事業者を除く。

（1）風営法第2条に規定する営業を行う店舗

（2）特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（3）暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は徳之島町暴力団排除条例（平成29年6月8日条例第18号）に規定する防鹿団員等が営む事務所又は店舗

（4）その他本事業の目的に照らして町長が不適当と判断する者

4. 商品券取扱い留意事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の購入若しくは借受け又は役務の提供にて使用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (4) おつりは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金は出来ません。
- (6) 使用期間前、使用期間後の商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して、発行者（徳之島町）は責任を負いません。

5. 商品券利用の対象にならないもの

- ・不動産又は金融商品
- ・たばこ
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ・国税及び地方税並びに使用料その他の公租公課
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6. 換金手続き

- ・換金受付期間内に使用済み商品券と別紙「重点支援交付金活用徳之島町ゆいゆいチケット換金請求書」（第2号様式）をおもてなし観光課窓口もしくは花徳支所窓口へ持参ください。請求書及び商品券の確認後に指定口座へ入金いたします。
- ・換金日については、毎週水曜日締め切りの翌週木曜日振込を予定していますが、祝日等により振込日が前後することがあります。
※換金受付期間を過ぎた換金には対応いたしません。

7. 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 5. に掲げた物品および役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 商品券が使用できる店舗であることが明確になるよう、「取扱店認定ポスター」を消費者に分かりやすい場所に掲示をし、使用期間終了後は速やかに撤去すること。

8. 事業実施担当連絡先

徳之島町おもてなし観光課 担当：清・吉田（創）

〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7784 亀徳新港待合所 2 階

電話：0997-83-0731 FAX:0997-83-0730 E-mail:kankou@tokunoshima-town.org